

答申行政第62号

答 申

第1 審査会の結論

地方独立行政法人岡山県精神科医療センター（以下「実施機関」という。）は、異議申立ての対象となった公文書一部開示決定（以下「本件処分」という。）において、特定されていない文書について、改めて特定を行い、開示又は非開示の判断をすべきであり、開示しないこととした部分のうち、別紙2に掲げるものについては、開示することが適当である。

第2 異議申立てに至る経緯

- 1 異議申立人は、平成27年3月10日付けで、岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第3号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対して、「大規模災害時における自治体精神科病院の相互支援協定に関する情報一切。少なくとも、平成26年8月28日に、とある協定が締結されたことを把握している。廃棄されていない限りで、全ての年度で。電子メールも含む。なお、前身の組織も含む。なお、非開示・部分開示・不存在・存否応答拒否・請求対象外の部分については、全てその通知が必要です。請求した情報を全部であれ一部であれ廃棄した場合には、当該情報は廃棄したということを示す情報も全て開示請求の対象に含めます。そして、開示であれ非開示・部分開示・不存在・存否応答拒否・請求対象外であれ、当該情報の保存期間および保存期間の変更および保存期間に関する分類等および保存期間に関する分類等の変更等々を示す情報も全て開示請求の対象に含めます。事案の移送もお願いいたします。」という内容の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に係る公文書として、自治体精神科病院の相互支援協定に関する文書を特定した上で、平成27年3月26日付けで全部開示とする処分（以下「第1決定」という。）を行い、異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、第1決定を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、平成27年4月16日付けで、実施機関に対して異議申立てを行った。
- 4 実施機関は、第1決定において、一部非開示部分があったとして、当該通知を取り消し、特定した公文書のうちの一部に、条例第7条第2号に該当する非開示情報が含まれていることから当該情報を非開示とする本件処分を行い、平成27年4月30日付けで異議申立人に通知した。

- 5 実施機関は、本件処分後に異議申立人に異議申立ての継続について確認したところ、継続する意思が示されたため、条例第17条の規定により、平成27年5月14日、岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件処分に係る異議申立てについて諮問した。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、「対象文書をさらに特定すること及び本件情報公開の決定通知書どおりに、請求した情報を全部開示する」との決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書において主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 対象公文書の特定について

異議申立人は、次の点を上げて、実施機関の文書特定の不十分さを主張している。

- ・ 災害時等における自治体精神科病院間の相互支援に関する協定は、岡山県精神科医療センターが中心となって取り纏めたものであり、実施機関以外の当該自治体病院では、取得も作成もともにされていない文書も、当該協定で中心的役割を果たしている実施機関になら存在する可能性がある。
- ・ 実施機関は、取り纏め機関であることから、他の自治体病院からの申し入れや申し入れに対する回答のみならず、その申し入れに関する協議・討論、実際に回答した内容以外に回答候補に上がった選択肢などに関する情報も存在する可能性がある。
- ・ 当該協定を締結した静岡県こころの医療センターは、協定案に対して文言の追加を要望しており、また、宮城、千葉、山口の各自治体病院も、「締結に向けて院内手続きを進める」との意向を表明しており、その要望や意向表明や遣り取りを記した紙文書・電子メール等が存在する可能性がある。
- ・ 本件開示請求で開示された文書において、千葉県精神科医療センターと千葉県庁との調整に伴う協定書への押印の遅れについて、実施機関が宮城県立精神医療センターに宛てた電子メールに記されているが、そのことについて、千葉県精神医療センターと実施機関との実際の遣り取りを示す文書が本件開示文書として特定されていない。
- ・ 当該協定の調印式が実施機関で行われたことから、当該協定の調印式にかかる文書も本件対象行政情報として特定すべきである。

(2) 独立行政法人等職員、地方独立行政法人職員の氏名について

岡山県における情報公開は、他自治体の情報公開と比較して条例の規定自体とその運用との両面で情報公開が大変に遅れている。たしかに、条例は、独立行政法人等職員、地方独立行政法人職員に関して、職および職務遂行の内容に係る部分は開示対象としているが、氏名は非開示と規定している。かかる規定は、他の自治体の

情報公開条例では目にしたことがない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、非開示理由説明書及び意見陳述において説明している内容は、おおむね次のとおりである。

1 対象公文書の特定について

今回の相互協定については、以前に実施機関が他の6病院と個別に結んでいた協定を各病院が1対6でそれぞれ協定を締結したものであり、あくまで他の6病院の調整役を行い、災害に関するものなので、できるだけ迅速に協定を結ぶ必要があるため、電話でのやりとりが主な連絡手段であった。また、異議申立人が意見書に添付した島根県が作成した復命書の対象となった連絡調整会議については、別の会議の昼休みにこれまで電話で連絡を行っていた内容について、細かい打合せを行ったものであり、当該連絡調整会議については、実施機関の就業規則に則り、口頭により理事長に対してなされており、文書の作成は行っていないため、本件開示請求の対象公文書としては、含まれていない。

相互支援協定以前の個別協定については、開示請求時点の請求者への電話確認において、請求対象をネットワーク化に関するものであると判断したため、今回の開示請求の対象公文書には含めていない。また、異議申立人の主張にある「他の病院からの申し入れ」や「千葉県精神科医療センターとの遣り取り」に関する文書については、該当がない。

第5 審査会の判断

1 本件対象公文書について

本件異議申立ての対象となった公文書（以下「本件対象公文書」という。）は、自治体精神科病院の相互支援協定に関する文書である。

2 本件対象公文書に係る条例上の非開示条項について

(1) 条例第7条第2号（個人情報）の規定について

条例第7条第2号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を非開示情報とすることを定めている。ただし、次に掲げる情報は、非開示情報から除くと定めている。

イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第

2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下この条において同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人の役員及び職員並びに土地開発公社の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名(当該公務員等が独立行政法人等の職員、公安委員会規則で定める職にある警察職員、地方独立行政法人の職員及び土地開発公社の職員である場合にあっては、当該公務員等の氏名を除く。)並びに当該職務遂行の内容に係る部分

3 本件対象公文書の特定の適正性及び非開示条項該当性の具体的な検討について

実施機関が行った本件対象公文書の特定が適正かどうか、及び一部非開示とした情報が、上記2で示した、条例で定める非開示情報に該当するか否かについて具体的に検討する。

(1) 本件対象公文書の特定について

本件対象公文書の特定については、実施機関又は異議申立人の主張から、次に掲げるアからウまでの文書について検討を行う。

ア 自治体精神科病院の相互支援協定(7病院で締結した相互支援(ネットワーク化)協定)に関する文書について

異議申立人は、本件対象公文書の特定について、相互支援協定締結に当たって、実施機関が中心的役割を果たしていることから、各機関からの要望に対する回答や取りまとめ及びやり取りを行う際に作成された文書について、文書の特定が行われていないと主張している。

一方、実施機関は、今回の請求内容である相互支援協定については、これまで実施機関が6つの自治体精神科病院と個別に締結していた協定を7病院間で締結(ネットワーク化)し直したもので、締結に当たって、実施機関は調整役を行ったが、連絡は電話が主であったとし、異議申立人の主張する他県の作成文書中に見られる千葉県精神科医療センターとのやり取りについては、実際に該当する文書がないとする。

また、実施機関は地方独立行政法人として、独立した組織であることから、当該法人の意思決定について、他の機関との調整を行う必要がなく、この度の協定は、災害に関するものであることから迅速に締結を行うことを目的として取り組んでいたため、理事長等には口頭により報告等をしており、経過事項については文書に残していないとしている。

審査会で見分したところ、相互支援協定は、これまで実施機関が6つの自治体精神科病院と個別に締結していた協定を実質的に変更することなく、7病院間で締結(ネットワーク化)し直したものであった。このことから、他機関への連絡は電話が主であり、また、理事長等への報告は口頭により行ったので、本件対象公文書以外に文書を保有していないという実施機関の説明は、不自然・不合理とは認められない。

イ 上記ア以外の自治体精神科病院の相互支援協定に関する文書について

異議申立人は、開示請求書において「大規模災害時における自治体精神科病院の相互支援協定に関する情報一切。」と記載しており、また、実施機関が電話確認した後に出された意見書の内容からも、ネットワーク化した相互支援協定以前に実施機関が個別に締結した協定に関する文書も請求文書に含まれるという主張と理解できる。

これについて、実施機関は、異議申立人に対し、電話において「ネットワークに関するもの」という確認を行い、ネットワーク化として締結した7病院間の相互支援協定を対象公文書として特定し、実施機関が個別に6病院と締結した相互支援協定に関する文書は含まれないと判断したと主張する。

しかし、実施機関は、電話において「ネットワークに関するもの」と確認し、対象公文書を特定したとするが、実施機関が保有する公文書を十分把握することが困難な立場にある異議申立人において、「ネットワークに関するもの」が7病院間の相互支援協定だけを指し、実施機関と6病院が個別に締結した相互支援協定が含まれないと理解していたとは言い難いと考えられる。また、開示請求の内容が「大規模災害時における自治体精神科病院の相互支援協定に関する情報一切。」であることから、実施機関は、他の相互支援協定について対象としなくてよいか確認をするなど開示請求の趣旨の正確な把握に努めるべきであり、対象公文書の特定が十分であったとはいえない。

以上のことから、実施機関は、本件対象公文書において特定しなかった実施機関と6病院が個別に締結した相互支援協定の文書について、改めて特定を行い、開示又は非開示の判断を行うべきである。

ウ 相互支援協定に関する情報の保存期間等を示す文書について

本件開示請求の内容にある「当該情報の保存期間および保存期間の変更および保存期間に関する分類等および保存期間に関する分類等の変更等々を示す情報」についても文書が特定されていないことから、文書を特定し、開示又は非開示の判断を行うべきである。

(2) 条例第7条第2号（個人情報）該当性について

本件対象公文書のうち、「職名、氏名、印影、メールアドレス、個人携帯電話番号」として非開示とされているのは、別紙1の①地方独立行政法人（以下「地方独法」という。）職員の氏名、②地方独法職員の職名、③印影、④組織名、⑤地方独法職員のメールアドレス及び⑥携帯番号である。このうち、②の地方独法職員の職名及び③の組織名を除き、いずれも条例第7条第2号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

上記において除いた②地方独法職員の職名については、条例第7条第2号ただし書ハに該当することから、開示すべきである。また、③組織名については、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものとはいえず、条例第7条第2号に該当するとは認められないことから開示すべきである。

4 結論

以上により、実施機関の本件処分については、特定されていない文書について、改めて特定を行い、開示又は非開示の判断をすべきであり、また、別紙1において開示しないこととした部分のうち、別紙2に掲げるものについては、開示が適当であるが、その余の決定は妥当であると認められることから、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

第6 審査会の経緯等

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成27年 5 月 1 4 日	実施機関から諮問を受けた。
平成27年 6 月 1 8 日	実施機関から非開示理由説明書が提出された。
平成27年 7 月 2 9 日 (審査会第1回目)	事案の審議を行った。
平成27年 8 月 1 4 日 (審査会第2回目)	実施機関の意見陳述の聴取を行った。
平成27年 9 月 1 5 日 (審査会第3回目)	事案の審議を行った。
平成27年10月16日 (審査会第4回目)	事案の審議を行った。
平成27年11月16日	実施機関に対し答申を行った。

岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

氏 名	職 名	備 考
会 長 中 村 誠	岡山大学大学院社会文化科学 研究科教授	
会長職務代理者 桑 島 幹 雄	弁護士	
井 田 千津子	弁護士	
岩 藤 美智子	岡山大学大学院 法務研究科教授	
釜 瀬 司	社会福祉法人 吉備の里理事長	
武 井 祐 子	川崎医療福祉大学 医療福祉学部准教授	

頁	区分	種類等	文書名	非開示項目	非開示理由
1	起案	起案文 平成26年5月13日	災害時支援協定ネットワーク連絡調整会議の実施について	① 地方独法職員の氏名 ③ 印影 ④ 組織名	岡山県行政情報公開条例 第7条第2号該当
2		添付文	災害時における自治体精神科病院の相互支援に関する協定連絡調整会議 出席予定者	① 地方独法職員の氏名	
3		案文	災害時における自治体精神科病院の相互支援に関する協定連絡調整会議の開催について	① 地方独法職員の氏名 ② 地方独法職員の職名 ④ 組織名 ⑤ 地方独法職員のメールアドレス	
6	起案	起案文 平成26年8月1日	災害時支援ネットワーク協定の締結について	① 地方独法職員の氏名 ③ 印影 ④ 組織名	
9		案文	災害時における自治体精神科病院の相互支援に関する協定について	① 地方独法職員の氏名 ④ 組織名 ⑤ 地方独法職員のメールアドレス	
11	メール	2014/8/4	RE:災害協定 協定書の送付について	① 地方独法職員の氏名 ⑤ 地方独法職員のメールアドレス	
12	メール	2014/8/1	災害協定 協定書の送付について	① 地方独法職員の氏名 ⑤ 地方独法職員のメールアドレス	
13	メール	2014/5/13	ネットワーク会議のご案内	① 地方独法職員の氏名 ⑤ 地方独法職員のメールアドレス	
14		添付文	衛星電話比較表	① 地方独法職員の氏名 ⑥ 携帯番号	
17		添付文	災害時における自治体精神科病院の相互支援に関する協定連絡調整会議 出席予定者	① 地方独法職員の氏名	
18		添付文	災害時における自治体精神科病院の相互支援に関する協定連絡調整会議の開催について	① 地方独法職員の氏名 ② 地方独法職員の職名 ⑤ 地方独法職員のメールアドレス	
19	メール	2014/4/30	Re:5月30日出席者	① 地方独法職員の氏名 ② 地方独法職員の職名 ⑤ 地方独法職員のメールアドレス	
20	メール	2014/4/30	5月30日出席者	① 地方独法職員の氏名 ② 地方独法職員の職名 ⑤ 地方独法職員のメールアドレス	
21	メール	2014/2/28	RE:災害協定相互支援ネットワーク(仮称)に関する事務連絡会について	① 地方独法職員の氏名 ⑤ 地方独法職員のメールアドレス	
22	メール	2014/2/28	Re:災害協定相互支援ネットワーク(仮称)に関する事務連絡会について	① 地方独法職員の氏名 ⑤ 地方独法職員のメールアドレス	
23	メール	2014/2/28	災害協定相互支援ネットワーク(仮称)に関する事務連絡会について	① 地方独法職員の氏名 ⑤ 地方独法職員のメールアドレス	
24		添付文	スケジュール確認表	① 地方独法職員の氏名	
25	メール	2014/2/24	災害協定相互支援ネットワーク(仮称)に関する事務連絡会の開催についてのお願い	① 地方独法職員の氏名 ② 地方独法職員の職名 ④ 組織名 ⑤ 地方独法職員のメールアドレス	
26		添付文	スケジュール確認表	① 地方独法職員の氏名	
30		添付文	災害時における自治体精神科病院の相互支援ネットワーク(仮称)に関する事務連絡会議の開催について	① 地方独法職員の氏名 ⑤ 地方独法職員のメールアドレス	

頁	区分	種類等	文書名	非開示項目	開示すべき部分
1	起案	起案文 平成26年5月13日	災害時支援協定ネットワーク連絡調整会議の実施について	④ 組織名	組織名
3		案文	災害時における自治体精神科病院の相互支援に関する協定連絡調整会議の開催について	② 地方独法職員の職名 ④ 組織名	地方独法職員の職名 組織名
6	起案	起案文 平成26年8月1日	災害時支援ネットワーク協定の締結について	④ 組織名	組織名
9		案文	災害時における自治体精神科病院の相互支援に関する協定について	④ 組織名	組織名
18	メール	添付文	災害時における自治体精神科病院の相互支援に関する協定連絡調整会議の開催について	② 地方独法職員の職名	地方独法職員の職名
19	メール	2014/4/30	Re:5月30日出席者	② 地方独法職員の職名	地方独法職員の職名
20	メール	2014/4/30	5月30日出席者	② 地方独法職員の職名	地方独法職員の職名
25	メール	2014/2/24	災害協定相互支援ネットワーク(仮称)に関する事務連絡会の開催についてのお願い	② 地方独法職員の職名	地方独法職員の職名
				④ 組織名	組織名